

新最終処分場整備の基本方針及び 建設候補地の適地選定作業に係る基本方針（案）

1 新最終処分場整備の基本方針

< 新最終処分場整備の基本方針 >

既存最終処分場の埋立終了後における本市の処理方法については、自区域内処理の原則に基づくとともに、安定的な適正処理を確保していくため、既存最終処分場の埋立終了時期等を考慮しながら、新最終処分場の整備を計画的に推進していきます。

また、新最終処分場においては、災害廃棄物対策について十分な検討を行うとともに、最終処分場の形式（オープン型、クローズド型）や、環境対策、費用対効果などを検討し、本市における最適な最終処分場を整備するものとします。

なお、地域住民等の理解・協力のもと、環境保全等を図りながら進められる整備事業は、完成するまでには長期間を要することから、焼却灰の資源化等による既存最終処分場の延命化を図りつつ、新最終処分場の整備事業を推進していくものとします。

2 建設候補地の適地選定作業に係る基本方針（案）

安全性の確保

最終処分場の適地の条件として重要な要素は、立地にあたっての安全性であり、地震や地すべり等の各種災害に対して安全性が確保される場所を選定します。

環境への配慮

自然環境や水環境及び地域における住環境への影響を極力低減できる場所を選定し、環境への配慮を徹底します。

経済性の確保

安全性の確保及び環境への配慮を踏まえたうえで、最終処分場の特性に合致する地形・地質条件や廃棄物の運搬効率などを検討し、経済性が確保できる場所を選定します。

透明性の確保

適地選定作業には、学識経験者や公募による市民等を加えた選定委員会を構成し、作業の公平性を担保するとともに、広報やインターネット及び住民説明会の開催を通じて適切に情報公開することで透明性を確保します。